

防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針

1 目的

この指針は、佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例（平成 26 年佐賀県条例第 17 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路、公園、駐車場その他の不特定多数の者が出入りする公共の場所の防犯カメラについて、設置及び利用の基準を示すことにより、防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、人権を保護するために防犯カメラの設置者に対して、その設置及び利用に関し、配慮する必要がある事項を示すものとする。
- (2) この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 定義

(1) 防犯カメラ

防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。

(2) 画像

画像とは、防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

4 管理体制

(1) 管理責任者の設置

防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、その管理及び利用を適切に行うため、管理責任者を置くものとする。

(2) 取扱者の指定

管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置の操作や画像の視聴を行う取扱者を指定し、指定された取扱者以外の操作を禁止するよう努めるものとする。

5 防犯カメラの撮影区域

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、犯罪の予防効果の向上と人権保護との調和を図るため、撮影区域を必要な範囲に限定するよう努めるものとする。

6 防犯カメラの設置の表示

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを表示するものとする。

7 画像の適正な取扱い

(1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、当該防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。

(2) 画像の利用等の制限

設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。

ア 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

イ 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

ウ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(3) 画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講じるものとする。

ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

イ 画像の保存期間は、短期間とするものとし、おおむね1か月以内で必要な保存期間を定める。

ウ 画像は、保存期間が終了した後、速やかに消去する。

エ 画像が記録された媒体等は、設置者等があらかじめ定めた管理上安全な場所に保管する。

8 苦情の処理

設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情に誠意をもって対応するものとする。

9 管理・運用基準の作成

設置者は、当該防犯カメラの管理、運用等に関する基準（以下「運用基準」という。）を策定し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めるものとする。

なお、運用基準には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

(1) 防犯カメラの設置目的に関すること

(2) 防犯カメラの適正な設置に関すること

(3) 防犯カメラの管理責任者その他の防犯カメラの運用に従事する者の指定に関すること

(4) 画像の利用等の制限に関すること

(5) 画像の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の画像の適正管理の措置に係る次の事項に関すること

ア 画像の保存期間及び廃棄方法

イ 画像の記録された媒体の保管

(6) 苦情処理に関すること

(7) その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

10 その他

設置者は、この指針に定めるもののほか、関係法令等を遵守するとともに、業務を委託する場合には、委託業者に適切な管理、運用を徹底させるものとする。